　第８８号議案

　　学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

　学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成２１年品川区条例第２９号）の一部を次のように改正する。

　第２条中「常時勤務の者」の次に「および地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者」を加える。

　　　付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）定年前再任用短時間勤務職員の給与その他の勤務条件について特例を定める必要がある。